

令和4年9月29日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料
(その1)

健康医療局

目 次

ページ

1	新型コロナウイルス感染症について	1
2	「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」の改正について	9
3	「神奈川県食育推進計画」の改定について	11
4	「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」の改定について.....	14
5	「神奈川県肝炎対策推進計画」の改定について	16
6	「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」の改定について.....	19
7	「かながわ自殺対策計画」の改定について	21

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

9月25日現在、県内における感染者の累計は、クルーズ船における感染者等を除き、1,473,152名となっている。

ア 症状別の状況

(9月25日現在)

入院				宿泊施設 療養	自宅療養 (推計値)	死亡 (累計)
688名	重症 27名	中等症 562名	軽症・無症状 99名	145名	21,560名	2,960名

イ 新規感染者数の推移

発生届による新規感染者数

新規自主療養届発行者数

発生届による新規感染者数								新規自主療養届発行者数							
日	月	火	水	木	金	土	週合計	日	月	火	水	木	金	土	週合計
7月31	8/1	2	3	4	5	6	週合計	7月31	8/1	2	3	4	5	6	週合計
15084人	14400人	12549人	15726人	14001人	13174人	14096人	99030人	2336人	2969人	3913人	3642人	4625人	4511人	4454人	26450人
8月7	8	9	10	11	12	13	週合計	8月7	8	9	10	11	12	13	週合計
12550人	12624人	13609人	12961人	12005人	12420人	9564人	85733人	3925人	2744人	4854人	6137人	3249人	4335人	4102人	29346人
14	15	16	17	18	19	20	週合計	14	15	16	17	18	19	20	週合計
9700人	9047人	8607人	9941人	10007人	9549人	11331人	68182人	4376人	3831人	5037人	4936人	5991人	4498人	4929人	33598人
21	22	23	24	25	26	27	週合計	21	22	23	24	25	26	27	週合計
10735人	9210人	8985人	9787人	7840人	9093人	8801人	64451人	3607人	3245人	3111人	3916人	3074人	2941人	2579人	22473人
28	29	30	31	9/1	2	3	週合計	28	29	30	31	9/1	2	3	週合計
7535人	7201人	6774人	6365人	5757人	6763人	6195人	46590人	2060人	1977人	2044人	2441人	2075人	1811人	1697人	14105人
9月4	5	6	7	8	9	10	週合計	9月4	5	6	7	8	9	10	週合計
5602人	5176人	4824人	5400人	4677人	5987人	5335人	37001人	1353人	1192人	1371人	1642人	1399人	1413人	1188人	9558人
11	12	13	14	15	16	17	週合計	11	12	13	14	15	16	17	週合計
5309人	4476人	4278人	5139人	4041人	4783人	4914人	32940人	1017人	1002人	1133人	1345人	1169人	1162人	907人	7735人
18	19	20	21	22	23	24	週合計	18	19	20	21	22	23	24	週合計
4456人	2942人	2782人	2974人	3500人	4674人	3794人	25122人	697人	742人	790人	862人	1109人	820人	712人	5732人
25	26	27	28	29	30	10/1	週合計	25	26	27	28	29	30	10/1	週合計
2864人								678人							

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

(2) B A. 5 対策強化宣言

国が新たに創設した「B A. 5 対策強化地域」の指定を受け、県民や事業者に変更、基本的感染防止対策の徹底などを呼びかけるため、8月2日に8月31日までを適用期間として、「かながわB A. 5 対策強化宣言」を行った。なお、新規感染者数、病床利用率とも高止まりしていたなどのことから、9月末まで1か月間の延長を行ったが、新規感染者が減少傾向であり、宣言の要件である病床利用率50%超を下回ったことから9月25日で終了した。宣言の主な内容については次のとおりである。

○ 適用期間

令和4年8月2日(火)から9月25日(日)

○ 県民に対して

- ・ M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の再徹底を働きかけ
- ・ 重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底を働きかけ

○ 飲食店等に対して

- ・飲食店等での換気とマスクの適切な着用・マスク飲食など感染防止対策の強化を働きかけ
- ・大規模集客施設等での感染対策の徹底を働きかけ

○ **自主療養届出制度の活用**

感染した場合は、ハイリスク者以外の方は「自主療養届出制度」を第一の選択肢にするよう働きかけ

(3) **医療提供体制等**

ア **感染状況に応じた病床確保**

7月上旬から中等症・軽症で増加傾向が見られたことから、病床確保フェーズの引き上げを行った。その後、中等症・軽症の入院患者に減少傾向が見られることを踏まえ、9月12日及び27日にフェーズの引き下げを行った。

7月13日	県内の医療機関へ、中等症・軽症病床の病床確保フェーズを「1」から、「3」に引き上げることを決定したことを通知した。
7月21日	コロナ患者の入院受入実績のない病院をはじめ、さらに多くの病院でコロナ患者の入院に対応いただきたい旨を通知した。
7月26日	県内の医療機関へ、中等症・軽症病床の病床確保フェーズを「3」から、「4」に引き上げることを決定したことを通知した。
9月12日	県内の医療機関へ、中等症・軽症の病床確保フェーズを「4」から、「3」に引き下げることが決定したことを通知した。
9月27日	県内の医療機関へ、中等症・軽症の病床確保フェーズを「3」から、「2」に引き下げることが決定したことを通知した。

イ **病床の確保状況**

(9月25日現在)

区分	入院者数 (a)	確保病床数 (b)	即応病床数 (c)	確保病床利用率 (a/b)	即応病床利用率 (a/c)
重症	27人	210床	117床	12.86%	23.08%
中等症・ 軽症	661人	1,890床	1,701床	34.97%	38.86%
計	688人	2,100床	1,818床	32.76%	37.84%

ウ **宿泊療養施設の確保運営**

(7) **宿泊療養施設の稼働状況(9月25日現在)**

宿泊療養者数 (a)	確保室数 (b)	受入可能室数 (c)	確保利用率 (a/b)	受入可能利用率 (a/c)
145人	2,908床	1,798床	5.0%	8.1%

※受入可能室数(c)については受入停止中の東横 INN 新横浜駅前新館及び東横 INN 横浜スタジアム前 I、II を除く。稼働状況は別紙 1 参照

(4) **宿泊療養施設の利用終了**

東横 INN 新横浜駅前新館及び東横 INN 横浜スタジアム前 I、II については、9月30日をもって利用を終了するため、受入を停止した。

(ウ) 高齢者コロナ短期入所施設の設置

自宅や施設に留めおけない要介護高齢者に対応するため、高齢者コロナ短期入所施設を設置した。

a 設置場所

相模原市南区麻溝台県立さがみ緑風園内（30床程度）

b 対象者（主な入所基準）

以下のいずれの要件も満たす高齢者

- ・65歳以上で入院不要の方
- ・従来の宿泊療養施設での療養が難しい方
- ・日常生活の介助が必要であり要介護3以下（4以上は要相談）
※認知症の方は日常生活自立度Ⅱ以下（Ⅲ以上は要相談）
- ・人工呼吸器・気管切開等医療的ケアが不要な方
- ・退所後の帰宅手段が確保されている方

c 開設日

8月24日

エ 自宅療養者への支援

(7) 地域療養の神奈川モデル

自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。（実施状況は別紙2参照）

(イ) 自宅療養者等に係る生活支援事業

市町村が行う自宅療養者等への生活支援事業（食料品や生活必需品の提供又は購入代行、ごみの排出代行）に対し、事業実施に必要な個人情報（自宅療養者等の氏名、住所、連絡先、療養期間）を県から市町村に提供する。（覚書の締結状況は別紙3参照）

(4) 新型コロナワクチン接種

ア 追加接種（3回目接種）

(7) 対象者

2回目接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供

(イ) 接種実績（9月21日現在）：5,994,886回

イ 追加接種（4回目接種）

(7) 対象者

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等
- ・18歳以上60歳未満の医療従事者等
- ・18歳以上60歳未満の高齢者施設等の従事者
※対象者は、重症化リスクが高いと医師が認めるものを含む。

(イ) 接種実績（9月21日現在）：2,288,354回

ウ 追加接種（オミクロン株対応ワクチン）

(7) 対象者

初回接種（従来ワクチンの1、2回目接種どちらも）を完了した12歳以上の方

エ 県の大規模接種会場（レンブラントホテル海老名、ザ・ウィングス海老名）

(7) 武田社ワクチン（ノバボックス）

a 接種開始日

令和4年6月3日

b 対象者

初回接種（1、2回目）：県内在住・在勤・在学で12歳以上の方

追加接種（3回目）：県内在住・在勤・在学で2回目接種から6か月以上経過した方のうち、18歳以上の方

※1、2回目に他社製ワクチンを接種された方も接種可能

(1) オミクロン株対応ワクチン

a 予約受付開始日

9月22日

b 接種開始日

9月30日

c 対象者

初回接種（1、2回目）完了者のうち、県内在住・在学・在勤で、前回接種完了から5か月以上経過した方（18歳以上）のうち、次のいずれかに該当する方

○4回目接種の対象者

- ・60歳以上の方
- ・基礎疾患を有する方
- ・医療従事者等
- ・高齢者施設等従事者

○エッセンシャルワーカー

- ・児童関係施設等従事者
- ・学校関係等従事者
- ・消防、警察、自衛隊職員等

(5) 将来に向けた課題解決のための検討（県感染症対策協議会）

新型コロナウイルス感染症対策について協議を行うため、「神奈川県感染症対策協議会」を開催した。

ア 開催日

令和4年9月5日（月）

イ 報告事項

- ・第7波における療養開始時に求められる文書についての調査結果

ウ 議題

- ・新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるための検討

エ 概要

新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるため、入院調整、健康観察・医療介入、宿泊療養施設等に係る今後の変更案について協議を行った。

(6) 感染者の全数届出の見直し

令和4年9月12日厚生労働省事務連絡に基づき、感染者の全数届出の見直しを9月26日から全国一律で開始した。

ア 経過

- ・ 8月24日 岸田内閣総理大臣が、会見において、都道府県の判断で発生届の届出対象の限定化を可能とする方針を発表
- ・ 8月25日 厚生労働省が、発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等を通知、関係省令の改正
- ・ 8月26日 神奈川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、県は、課題の解決が必要として、発生届の限定（緊急避難措置）の適用を届け出ないことを決定
- ・ 9月1日 県から厚生労働省に対し、関係法令の解釈及び運用について照会を実施
知事が、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部において意見交換を実施
- ・ 9月8日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「Withコロナに向けた政策の考え方」が決定
- ・ 9月12日 厚生労働省が、9月26日から、全数届出の見直しを全国一律で適用することを通知

イ 対応の概要

- ・ 県は、自主療養届出窓口を発展させ、「陽性者登録窓口」を設置し、発生届出の対象外の陽性者は当該窓口で登録の受付を実施
 - ・ 陽性者登録窓口への登録者に対しては、療養期間中の公費負担や宿泊施設療養、配食サービスも継続して実施
 - ・ 陽性者の全数の統計的な把握は継続して実施
- ※新規陽性者数＝医療機関が HERSYS へ入力した患者数
＋陽性者登録窓口への登録者のうちセルフテスト実施陽性者数

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 第67回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（令和4年9月21日開催）

県宿泊療養施設の稼働状況一覧（9月21日現在）

	施設名	住所	確保 室数	受入可 能室数	備考
県運用 施設	湘南国際村センター	葉山町	95	95	
	アパホテル<横浜関内>	横浜市中区	451	375	
	レンブラントスタイル本厚木	厚木市	162	126	
	パークインホテル厚木（トラベルインを含む）	厚木市	282	234	
	新横浜国際ホテル（本館）	横浜市港北区	206	188	
	リッチモンドホテルプレミア 武蔵小杉	川崎市中原区	302	247	
	東横 INN 新横浜駅前新館	横浜市港北区	288	249	9月30日で利用終了のため 受入停止中
	ベストウエスタン横浜	横浜市鶴見区	185	118	
	東横 INN 横浜スタジアム前 I、II	横浜市中区	441	404	9月30日で利用終了のため 受入停止中
	ホテルグリーン	小田原市	23	16	
	R&Bホテル新横浜駅前	横浜市港北区	247	199	
	JR東日本ホテルメッツ かまくら大船	鎌倉市	156	130	
高齢者コロナ短期入所施設	相模原市南区	30	30		
県の確保施設総室数			2,868	2,411	
その他	相模原宿泊療養施設	相模原市	40	40	

地域療養の神奈川モデル実施状況（9月6日現在）

実施市町村 (開始日)	対象者数 (人)	療養中の対応実績			結果等	
		看護師訪問 (件)	医師訪問 (件)	オンライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
横浜市 (12月8日～)	4,502	0	147	136	263	4,017
川崎市 (12月23日～)	857	0	33	37	43	796
相模原市 (11月8日～)	6,992	27	7	65	111	6,611
横須賀市 (6月1日～)	1,778	132	0	522	140	1,557
藤沢市 (令和3年3月23日～)	4,302	281	0	969	253	3,966
茅ヶ崎市 寒川町 (11月1日～)	767	0	70	17	3	680
平塚市 (7月6日～)	1,283	120	1	446	92	1,162
鎌倉市 (5月11日～)	1,156	276	479	1,098	114	924
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町 (9月1日～)	1,368	47	3	507	63	1,279
逗子市 葉山町 (9月27日～)	732	27	2	176	22	688
三浦市 (7月6日～)	384	9	0	77	27	343
秦野市 伊勢原市 (11月8日～)	933	3	0	92	25	856
厚木市 愛川町 清川村 (7月28日～)	2,020	86	1	421	125	1,855
大和市 (10月20日～)	1,678	529	2	452	56	1,568
海老名市 (10月5日～)	661	48	0	40	19	626
座間市 綾瀬市 (11月24日～)	1,365	94	4	70	24	1,231
南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町	513	2	0	28	7	478
大磯町 二宮町 (12月25日～)	484	2	1	984	9	467
合計	31,775	1,683	750	6,137	1,396	29,104

＜生活支援に係る覚書締結状況＞

	市町村名	覚書締結日	支援事業開始日
1	逗子市	令和3年4月22日	令和3年4月23日
2	海老名市		
3	愛川町		
4	清川村		
5	平塚市	6月21日	6月22日
6	秦野市		
7	伊勢原市		
8	鎌倉市	8月24日	8月25日
9	真鶴町	9月10日	9月13日
10	厚木市	9月15日	9月16日
11	大和市	9月28日	10月1日
12	中井町	9月30日	10月1日
13	箱根町		
14	南足柄市	11月1日	11月2日
15	小田原市	令和4年1月6日	令和4年1月11日
16	葉山町	2月7日	2月8日
17	大井町		
18	開成町	3月18日	3月22日
19	二宮町	4月13日	4月14日
20	松田町		

2 「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」の改正について

「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」（以下「作成指針」という。）について、改正骨子案を作成したので報告する。

(1) 改正の考え方とポイント

ア 災害対策基本法の改正（令和3年5月）に伴う記載内容の整理

- ・ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするなど、新たな規定が設けられたことを反映し、市町村における個別避難計画の作成を促進する。
- ・ 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改正され、個別避難計画の作成目標が定められるなど、国における対策が強化されたことについて反映し、市町村に要配慮者支援体制の整備を促進する。

イ 市町村の取組状況を整理

- ・ 市町村の要配慮者支援の取組状況について、新たな好事例の内容を反映する。

(2) 改正骨子案

ア 基本的な考え方

(ア) 作成指針の目的

- ・ 災害では、要配慮者やその支援者が多数犠牲となっていることを踏まえ、県民のいのちを守るため、要配慮者支援の主体となる市町村の取組を支援。

(イ) 要配慮者の定義と特徴

- ・ 要配慮者は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。ただし、高齢者や障がい者といった属性で一律に要配慮者としてとらえるのではなく、災害時に必要な配慮の内容に着目するよう記載。
- ・ 要配慮者の一般的な特徴や主な留意事項を記載。

(ウ) 自助、共助、公助

- ・ 要配慮者も自ら可能な範囲で防災対策の実践が重要であり、共助を進めるためにも、支援の受入れ準備など積極的な取組が必要（自助）。
- ・ 要配慮者は、災害時の避難行動や情報等の受伝達ができない、もしくは困難であり、周囲の支援や配慮が必要（共助）。
- ・ 市町村は、自助・共助の取組を推進するとともに、自助・共助で必要な支援を受けられない要配慮者に対する支援等を推進。県は、市町村の取組を支援（公助）。

イ 市町村が行う支援・取組

(ア) 防災情報の伝達

- ・ 要配慮者が情報から孤立しないよう、テレビ、ラジオ、防災無線、インターネット等、多様な手段を活用。
- ・ 外国人観光客向け災害情報提供アプリの活用。

(イ) 避難行動支援

- ・ 災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることを記載。
- ・ 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改正（令和3年5月）により、個別避難計画は、地域の実情に応じて、改正法施行後、概ね5年程度で作成に取り組むことを記載
- ・ 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正（令和3年5月）により、指定福祉避難所の指定の促進と、指定福祉避難所へ直接避難できる体制の整備を記載。

(ウ) 避難生活での支援

- ・ 避難所や在宅避難での要配慮者への配慮や情報受伝達の取組を推進。
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対策等を記載。

(エ) 広域支援

- ・ 神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）の制度について記載。

(3) 今後のスケジュール

令和4年12月	第4回定例会厚生常任委員会へ改正素案を報告
12月	改正素案に対するパブリックコメントを実施
令和5年2月	第1回定例会厚生常任委員会へ改正案を報告
3月	改正指針の改正

3 「神奈川県食育推進計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県食育推進計画（平成30年度～令和4年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の第4次食育推進基本計画との整合。
- ・ 「未病改善」の視点から、県民が「食」を通じた健康づくりに自ら取り組んでもらうよう、家庭や学校、地域などにおける個々の施策を体系付ける。

(2) 改定骨子案

ア はじめに

- (ア) 計画策定の趣旨
- (イ) 計画の位置づけ
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 計画の対象区域

イ かながわの食をめぐる現状

- (ア) 食生活と健康
- (イ) 食を取り巻く環境
- (ウ) 食に関する情報

ウ 神奈川県が目指す食育の方向

- (ア) 基本理念
- (イ) 基本方針

- a 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- b 持続可能な食を支える食育の推進
- (ウ) 指標及び目標値

エ 食育推進の施策展開

- (ア) 施策展開の考え方
 - a 食育に係る本県の特徴を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - b 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携
- (イ) 食育の基本的施策
 - a 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 若い世代に向けた取組
 - ・ 食の安全への理解促進
 - ・ 食に関する調査・研究
 - b 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 食文化の継承の推進
 - ・ 農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食育推進運動の展開
- (ウ) 県民、関係団体・事業者等に期待される取組

オ ライフステージごとのテーマと取組例

- (ア) ライフステージごとのテーマと取組例
- (イ) 食育の取組総括表

カ 推進体制

- (ア) 推進体制
- (イ) 計画の達成状況の点検及び評価

(3) 今後のスケジュール

令和4年11月 かながわ食育推進県民会議の意見を聴取

令和4年12月	第3回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画素案を報告
令和4年12月 ～令和5年1月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
令和5年2月	かながわ食育推進県民会議の意見を聴取 第1回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画案を報告
令和5年3月	計画の改定

4 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（平成30年度～令和4年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、令和4年3月に告示された国の指針改正に即したアレルギー疾患対策を総合的に進めるため、計画を改定する。

イ 計画の性格

アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県アレルギー疾患対策推進計画である。

ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」との整合。
- ・ 本県の現状を踏まえた対応。

(2) 改定骨子案

ア はじめに

- (ア) 計画策定の趣旨
- (イ) 計画の位置付け
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 対象区域
- (オ) 基本的な考え方

イ アレルギー疾患の現状

- (ア) 主なアレルギー疾患の特徴
- (イ) 患者数の状況

ウ アレルギー疾患対策の課題

- (ア) アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

- a アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
- b 生活環境におけるアレルゲン等の軽減
- c 生活スタイルの改善
- (イ) アレルギー疾患の適切な医療を受けられる体制の整備
 - a 医療提供体制の整備
 - b 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成
- (ウ) アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり
 - a アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
 - b 連携協力体制・相談窓口の確保
 - c 災害時の対応

エ アレルギー疾患対策推進のための施策

- (ア) 施策の体系図
- (イ) 施策の柱1 発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進
 - a アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
 - b 生活環境におけるアレルゲン等を軽減するための取組み
 - c 生活スタイルの改善のための取組み
- (ウ) 施策の柱2 適切な医療を受けられる体制の整備
 - a アレルギー疾患医療を提供する体制の整備
 - b 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成
- (エ) 施策の柱3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり
 - a アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成
 - b 連携協力体制・相談窓口の案内
 - c 災害時の対応

オ 推進体制

- (ア) アレルギー疾患対策推進協議会
- (イ) アレルギー疾患対策会議
- (ウ) 計画推進のための点検及び評価

(3) 今後のスケジュール

- 令和4年11月 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会で協議
- 令和4年12月 第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
- 令和4年12月 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
- ～令和5年1月
- 令和5年2月 神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会で協議
- 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
- 令和5年3月 計画の改定

5 「神奈川県肝炎対策推進計画」の改定について

平成30年3月に改定した「神奈川県肝炎対策推進計画（平成30年度～令和4年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

肝炎をめぐる動向やこれまでの県の取組状況を踏まえ、より一層肝炎対策を推進するため、「神奈川県肝炎対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

肝炎対策基本法の基本理念及び同法第4条に規定する「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、令和4年3月に国が改定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づく、本県の総合的な肝炎対策の推進を目的とした計画である。

ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」との整合。
- ・ 県の関連計画（かながわグランドデザイン、保健医療計画、かながわ健康プラン21、がん対策推進計画等）との整合。
- ・ 現計画の個別目標の達成状況等、本県の現状を踏まえた対応。

(2) 改定骨子案

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の性格
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 計画の対象区域

イ 計画改定の背景

- (ア) 神奈川県の肝炎を取り巻く現状
 - a 肝炎について

- b 県内の肝炎ウイルス感染者数等の現状
- c 県内の肝がん罹患数と死亡率の現状
- (イ) 肝炎対策推進計画（平成30年度～令和4年度）の分析・評価

ウ 取組みの方向性

- (ア) 計画の基本理念
- (イ) 計画の基本方針
- (ウ) 全体目標
- (エ) 施策体系

エ 施策展開

- (ア) 肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発
 - a 肝炎を予防するための普及啓発
 - b B型肝炎ワクチンの定期接種及びインターフェロンフリー治療の推進
 - c 肝炎患者等に対する偏見や差別の防止
- (イ) 肝炎ウイルス検査の受検の促進
 - a 肝炎ウイルス検査に関する普及啓発
 - b 肝炎ウイルス検査の実施
 - c 職域における受検勧奨
- (ウ) 肝炎医療を提供する体制の確保
 - a 肝疾患診療ネットワークの充実・強化
 - b 検査陽性者のフォローアップ
- (エ) 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成
 - a 医療従事者のスキルアップ
 - b 肝炎対策に携わる人材の育成
- (オ) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実
 - a 相談支援
 - b 肝炎患者等に対する情報提供等
 - c 肝炎治療医療費助成制度等の実施

オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値

(3) 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|--|
| 令和4年11月 | 神奈川県肝炎対策協議会で協議 |
| 令和4年12月 | 第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告 |
| 令和4年12月
～令和5年1月 | 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施 |
| 令和5年2月 | 神奈川県肝炎対策協議会で協議
第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 令和5年3月 | 計画の改定 |

6 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県のアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県アルコール健康障害対策推進計画である。

ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ アルコール健康障害対策基本法及び国のアルコール健康障害対策推進基本計画との整合。
- ・ 県の関連計画（かながわグランドデザイン、保健医療計画、かながわ健康プラン21、ギャンブル等依存症対策推進計画等）との整合。
- ・ 現計画の個別目標の達成状況等、本県の現状を踏まえた対応。

(2) 改定骨子案

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の性格
- (ウ) 計画期間
- (エ) 計画の対象区域

イ 計画改定の背景

- (ア) 飲酒者の状況
- (イ) アルコール依存症者の状況
- (ウ) アルコール健康障害（依存症等）に関する相談状況
- (エ) アルコール健康障害に関連して生じる諸問題の状況
- (オ) アルコール健康障害対策推進計画（平成30年度～令和4年度）の分析・評価

ウ 取組みの方向性

- (ア) 計画の基本理念
- (イ) 計画の基本方針
- (ウ) 全体目標
- (エ) 施策体系

エ 施策展開

- (ア) 発生の予防
 - a 普及啓発の推進
 - b こころの健康づくり
 - c 不適切な飲酒への対策
- (イ) 進行の予防
 - a 健康診断及び保健指導
 - b 相談支援体制の充実
 - c アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進
 - d 飲酒運転をした者等に対する対策
- (ウ) 再発の予防
 - a 社会復帰の支援
 - b 民間団体の活動支援
- (エ) 基盤整備
 - a 人材育成
 - b 調査研究の推進

オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値

(3) 今後のスケジュール

令和4年11月	アルコール健康障害対策推進協議会で協議
令和4年12月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
令和4年12月 ～令和5年1月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
令和5年1月	アルコール健康障害対策推進協議会で協議
令和5年2月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
令和5年3月	計画の改定

7 「かながわ自殺対策計画」の改定について

平成30年3月に策定した「かながわ自殺対策計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に推進するために「かながわ自殺対策計画」を改定する。

イ 計画の性格

自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画である。

ウ 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 自殺対策基本法及び国の自殺総合対策大綱（令和4年9月〇日閣議決定）との整合。
- ・ 県の関連計画（かながわグランドデザイン、神奈川男女共同参画推進プラン、保健医療計画、かながわ健康プラン21等）との整合。
- ・ 現計画の個別目標の達成状況等、本県の現状を踏まえた対応。

(2) 改定骨子案

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の性格
- (ウ) 計画期間
- (エ) 計画の対象区域

イ 計画改定の背景

- (ア) 自殺をめぐる現状
- (イ) かながわ自殺対策計画（平成30年度～令和4年度）の分析・評価

ウ 取組みの方向性

- (ア) 計画の基本理念
- (イ) 計画の基本方針
- (ウ) 全体目標
- (エ) 施策体系

エ 施策展開

- (ア) 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- (イ) 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- (ウ) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (エ) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (オ) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (カ) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (キ) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (ク) 遺された人への支援を充実する
- (ケ) 民間団体との連携を強化する
- (コ) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- (サ) 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- (シ) 女性の自殺対策を更に推進する

オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値

(3) 今後のスケジュール

令和4年11月	かながわ自殺対策会議で協議
令和4年12月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
令和4年12月	改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
～令和5年1月	
令和5年1月	かながわ自殺対策会議で協議
令和5年2月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
令和5年3月	計画の改定